

「オンライン委員会」開催に向けた議会改革推進委員会における協議結果

0. 議長諮問概要

新型コロナウイルス等の重大な感染症のまん延や災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認められる場合に、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催するための具体的な手続き等について協議する。

1. オンラインによる方法で出席できる者

令和5年10月2日（月）議会改革推進委員会決定事項

- (1) 正副委員長は委員会室に参集する。
- (2) 委員は一部又は全委員がオンラインで出席することができる。
- (3) 執行部は委員会室にて会議に出席する。
- (4) 傍聴人は委員会室にて会議を傍聴する。

2 オンライン委員会の開会手続について

令和5年11月14日（火）議会改革推進委員会決定事項

「委員長は【副委員長及び議長】の意見を聴くことができる。」とし、オンラインで出席する委員の申請については、【委員会開催日前日の正午】までとする。

3. オンライン委員会の出欠確認等について

令和6年1月15日（月）議会改革推進委員会決定事項

以下のように運用することとする。

- (1) あらかじめ付与されたID、パスワードにより出席することができる。
- (2) 委員長は、オンライン出席委員の映像及び音声が正常なものか確認する。
- (3) 映像と音声がか切れた場合、退席したものとみなす、また、映像と音声を確認された場合、復席したものとみなす。

なお、委員外議員、請願紹介議員、議長、公述人、参考人の出席についても同様の運用とする。

4. 正副委員長の互選・表決方法について

令和6年2月13日（火）議会改革推進委員会決定事項

以下のように運用することとする。

- (1) 表決（簡易、挙手）は、委員会室にいる委員とオンライン出席委員とを同時に行う。
- (2) 表決の際に、オンラインによる方法での通話が確認できない場合、表決に加わることができない。
- (3) オンライン委員会では、投票による表決及び選挙は行わない。

5. 秩序保持・除斥等について

令和6年2月13日（火）議会改革推進委員会決定事項

オンライン委員会における除斥や秩序保持に関する措置としては、「映像と音声を遮断する」運用とすることとする。

6. 動議等の取扱いについて

令和6年3月22日（金）議会改革推進委員会決定事項

以下のように運用することとする。

- (1) 開会前にあらかじめ委員長に案文を提出することができる。
- (2) 文書による動議をオンライン委員会中に提出するときは、議会事務局に送信しなければならない。
- (3) 口頭及び文書により動議を提出するときは、挙手の上、委員長にその旨を申し出ること。また、オンライン出席委員が資料を配布しようとする時は、委員長の許可を得た上で、委員会の開会日前日までに、議会事務局に資料を提出するものとする。

7. オンライン出席委員の責務について

令和6年3月22日（金）議会改革推進委員会決定事項

- (1) オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (2) オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- (3) オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。